

「契約書の見直し必須! 来春施行の改正民法」

平成29年に大改正された民法の施行が来年4月に迫っています。改正事項は多岐にわたり影響が大きいので、既存の契約書の見直しなどの対応が求められますが、あまり理解が浸透していないのが実情です。そこで弁護士が経営者の皆様に改正法の注意点や対処すべき事項等について解説します。

法律相談ご希望の方で、当日ご都合が合わない方は、



全国共通専用ダイヤル 受付時間:平日(祝日を除く)10:00~12:00/13:00~16:00

0570-001-240

スマートフォンは
こちらから



お近くの弁護士をご紹介します

※電話相談サービスではありません。

WEBからもお申込みができます。

ひまわりほっとダイヤル

検索

ひまわりほっとダイヤル 相談までの流れ



ひまわりほっとダイヤル

Q&A

ひまわりほっとダイヤルに寄せられる、よくあるご質問にお答えします。

Q どんな悩みでも弁護士と面談ができますか?

A 中小企業及び個人事業者の仕事上のお悩みであれば、どんなことでも受け付けています。

Q 弁護士と面談したら費用はいくらかかりますか?

A ひまわりほっとダイヤルでは、一部の地域を除き、**初回面談30分間に限り無料**です。初回面談30分間が有料の地域はWEBからご確認いただけます。

Q 電話で相談はできませんか?

A 電話による相談は原則としてお受けしていません。ひまわりほっとダイヤルは地域の弁護士との**面談を予約するためのサービス**です。

Q 電話でどんなことを伝えればよいですか?

A 窓口には、社名、業種、相談者の氏名、住所、連絡先などの基本的な情報などをお伝えください。弁護士が直接折り返します。弁護士からの折り返し電話では、弁護士から質問された事項をお答えください。

Q 面談した弁護士に引き続き依頼はできますか?

A お話を伺って、弁護士が解決できることであれば、解決までお手伝いします。
※別途費用がかかります。※相談内容の概要をお伺いした結果、他の窓口をご紹介することもあります。

初回相談30分無料

※一部の地域では初回面談30分の相談料が有料となっております。(原則30分5,000円+消費税)
※30分経過以降および2回目以降の相談料は、相談担当弁護士におたずねください。
※弁護士の指定はできません。